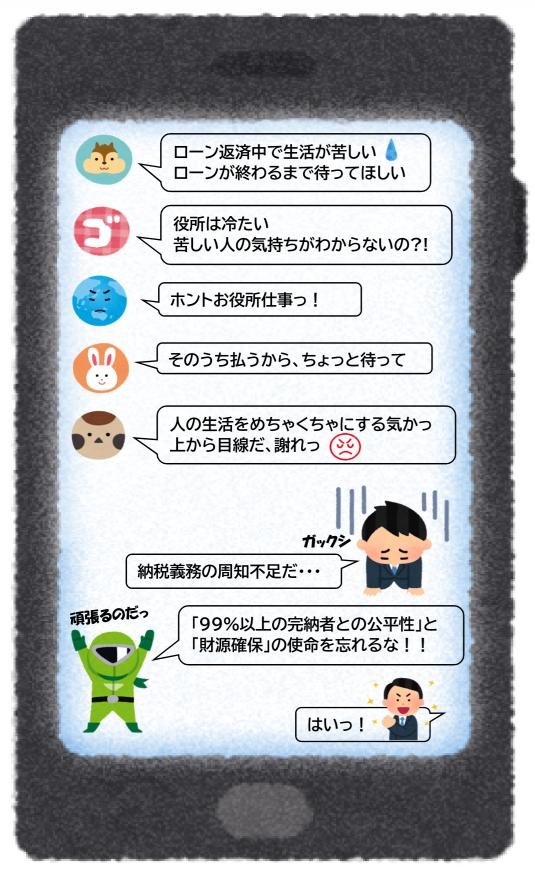
納税課の仕事

滞納を完納に導くため 法令に基づき「適正・公平」に滞納処分を行う部署です。



ローンを優先?

『税金は役所に払うものだから後回しでいい!』と思っていませんか?

「住宅ローンや民間のローン返済があって生活が苦しいので、税金が払えない。」というお話をよくお聞きします。 でも・・・ (こ) ローン返済中で出費がかさんでいるという理由だけでは、差押え等の滞納処分を猶予する 『特別な事情』には該当しないのです。 そのうえ、ローン返済を優先している間に『税金の納期限』を過ぎてしまうと、納付までの日数に応じて、法令に定められた算出方法 により 「延滞金」 が加算されていきます。

早めのご相談を!

※<u>天災などの事情</u>があり、どうしても納付が難しい場合は、申請により徴収を猶予する制度等があります。『<u>納期限が過ぎる前に』</u>、 納税課にご相談ください。「猶予に該当する事実があることを証する資料」の提出が必要なため、事前のお問い合わせをお勧めします。 (※必ず分割納付等の猶予を受けられるわけではありません。)

税金は『取られるもの』?!

「弱いものから税金を取るんですか?」と言われることがあります。

ですが・・・、税金は、法律等の規定によって『<u>一定の要件を満たした場合』に『当然に発生するもの</u>』で、意思にかかわらず納付しなければならないものなのです。 逆に言えば**☞ ☞** 一定の要件を満たさなければ、税金はかからない仕組みなのです。 **※** ※

《一例として》一定額以上の所得があったから市県民税が課税されている

<u>軽自動車を持っているから</u>(廃車していないから)軽自動車税が課税されている 自分名義の家があるから固定資産税が課税されている …など。

税金は、特定の個人が公的サービスを受けた際に、その都度、費用を支払うのではなく、みんなで公平に負担する「市民の会費」のようなものです。納税課は、会費の支払いが遅れている人に督促等をして、徴収する役割を担っているといえます。

「納税の義務」は憲法にあり!

「納税の義務」は、国民の3大義務(教育の義務・勤労の義務)として憲法にあることを覚えていますか?

多くの人が税金を納めなくなると市政の運営が困難となるほか、納めている人たちとの公平性にも欠けてしまいます。

私たちの日常には、「家庭ゴミの収集」や「橋や道路の凸凹修繕」「公園の樹木や遊具の管理」「子育て支援」「防災対策」など様々な

公的サービスがあり、それらを当たり前に利用していませんか?

税金は、このような公的サービスの費用をまかなう重要な財源なのです。

税の公平負担のためには、ある種の強制力が必要となり、憲法で「納税の義務」を制定しています。

00

税金って、大切なもの

自己破産しても『税金はなくならない』って本当?

自己破産の手続をして、裁判所から免責許可決定(借金をゼロとする決定)が出ると、債務者はローンなどの借金返済義務を免れますが、税金は、『非免責債権(消滅しない・免責されないもの)』に該当するため、納付していかなければならないのです。

滞納整理は、徴税吏員の仕事です



納税課の職員は市の職員ですが、それだけではなく、条例に基づき市長から<u>「徴税吏員」 に任命</u>されているのです。

市長の職務権限を委任された徴税吏員は、法令に基づき、滞納処分のための「財産調査・質問・検査・捜索・債権の差押等」の事務を 行わなければいけません。徴税吏員には、「税金を徴収しない」という自由(裁量)が与えられていないのです。

私たち徴税吏員は、『自主納付100%』を最高の目標に、大分市に暮らす市民のために真摯に業務に取り組んでいます。